

障がい福祉システムサーバ関連ソフトウェア賃貸借（令和4年度導入）入札仕様書

この仕様書は、宮崎市（以下「発注者」という。）における障がい福祉システムサーバ関連ソフトウェア賃貸借（令和4年度導入）について、必要な仕様を定める。

1. 契約の範囲

本契約の範囲は、機器の借入及び発注者に対する諸手続きを含むものとする。本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

2. リース期間

物品のリース期間は令和5年3月10日から令和10年2月29日とする。

3. 物品の性能・数量

調達製品は、別添「障がい福祉システムサーバ関連ソフトウェア賃貸借（令和4年度導入）製品仕様書」（以下、「製品仕様書」という）を参照すること。なお、製品仕様書に記載のものについては指定品とする。

4. 物品の搬入、設置

- (1) 受注者は製品仕様書に記載された各ソフトウェア製品を、令和5年3月9日までに、発注者が指定する場所に搬入し、発注者に引き渡すこと。
- (2) 受注者は、発注者に引渡を完了するまでの間、物品の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故についてその責を負うものとする。
- (3) ソフトウェアなどのディスク類やライセンス証明書などの書類については、発注者の指示に従い、分類し、ディスクブック等に格納し、納品すること。

5. リース終了後の権利

発注者はリース期間（再リースのものは再リース期間）が満了した場合、受注者に使用する権利を無償譲渡する。

6. 保守

納入した全てのソフトウェアを常に良好な状態に保つため、リース期間中はソフトウェアサポートを必ず行える製品であること。

7. その他

本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、受注者はその都度発注者と協議するものとする。

以上